

Title	都市計画制度活用のための住民関与の取り組みに関する研究
Author(s)	難波, 健
Citation	
Issue Date	
Text Version	ETD
URL	http://hdl.handle.net/11094/884
DOI	
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/>

【88】

氏名	難波 健
博士の専攻分野の名称	博士(工学)
学位記番号	第 22979 号
学位授与年月日	平成21年3月24日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 工学研究科環境・エネルギー工学専攻
学位論文名	都市計画制度活用のための住民関与の取り組みに関する研究
論文審査委員	(主査) 教授 澤木 昌典 (副査) 教授 矢吹 信喜 准教授 福田 知弘 准教授 小浦 久子

論文内容の要旨

本論文は、住民にとって住みやすい都市をつくるために、行政主導の都市計画から住民主導の都市計画への転換を図る道筋を示すことを意図したものである。研究対象として都市計画制度を取り上げ、住民と都市計画との距離感を縮めるために「まちづくり都市計画」という概念を導入した上で、関係主体として住民・行政・都市計画専門家を取り上げ、それぞれの主体が取り組むべき方策を明確にするための研究と考察を行った。

第1章では、住民にとって距離感の遠い都市計画の事例として、広域的で最も根幹的な計画である「都市計画区域マスタープラン」を取り上げ、その策定過程における住民関与に関しての分析・考察を行った。

第2章では、住民にとって身近な都市計画の事例として、「市街化調整区域の開発許可制度」の中で兵庫県の条例により制度化された「特別指定区域」制度を対象として、その制度の枠組みと内容に関して住民関与の課題についての考察を行った。

第3章では、上記の「特別指定区域」制度の適用事例を対象として、区域指定に必要な土地利用計画の策定過程における住民の関与について、行政が対応すべき課題と調整すべき課題の分析・考察を行った。

第4章では、専門家が関与した事例として、上記の制度による市街化調整区域に都市的土地利用を導入する試みを対象とし、行政と住民によって策定される計画づくりに対する専門家が果たす役割をもとにして、住民・行政・専門家の関係や役割について分析・考察を行った。

第5章では、以下の結論と提言を取りまとめた。

結論として、1)住民が都市計画に興味を持って「まちづくり都市計画」に取り組むためには、都市計画に関する議論は具体論により展開される必要があること、2)行政が住民と都市計画との距離感を縮める取り組みを行うためには、都道府県よりも住民に近い立場の市町村行政を基本として制度の運用を図ること、さらに、市街化調整区域に都市的土地利用の区域を設ける取り組みにおいては、都市計画と農林行政の異なる部局が協調して目標達成に取り組む必要があること、3)住民と行政との対立や、住民の都市計画に対する無関心を引き起こさないために住民と行政から独立した仲介役・調整役としての専門家の役割が大きいことがあきらかとなった。

これらを踏まえて、1)住民の都市計画学習、2)行政のまちづくり学習、3)行政、住民を支援する専門家の役割等についての提言を行った。

論文審査の結果の要旨

本論文は、住民にとって住みやすい都市の構築に向け、研究対象として都市計画制度を取り上げて、行政主導の都市計画から住民が主体的に関わる都市計画への転換を図り、住民の意図を十分に反映した都市計画制度の運用を実現するために、兵庫県における市街地の開発・保全に関わる2種類の都市計画制度の実際の運用過程について分析し、関係主体としての住民・行政・専門家それぞれの役割ならびに相互の関係のあり方とその実現手法について論じたものである。得られた結果を要約すると、以下のとおりである。

- (1) 各地域の都市計画の根幹であり広域な計画である「都市計画区域マスタープラン」について、兵庫県下におけるその策定過程を対象に住民関与に関する分析・考察を行い、住民の都市計画に対する関心領域や策定の諸段階での住民意見への行政の対応状況を明らかにした上で、抽象的な概念での記述が多い同計画の策定過程における議論は具体論により展開される必要があることや、住民意見を取り入れる上での策定過程上の課題などを明らかにしている。
- (2) もう一つの都市計画制度の運用例として、「市街化調整区域の開発許可制度」の中で兵庫県が条例により制度化した「特別指定区域」制度とそこでの土地利用計画の策定過程を取り上げ、同制度を適用した県・市町の担当者へ聞き取り調査により、同制度の意義ならびに制度運用により生じた課題を明らかにしている。
- (3) そして、同土地利用計画の策定過程における住民関与に関して、行政担当者に対するアンケート調査を実施し、市町域全体および各地区を対象とした計画策定の際の住民関与の度合い・意見内容の違いや、協議の中で行政内部の調整不足が住民に及ぼした影響などを明らかにしている。
- (4) さらに、同計画の策定過程に都市計画専門家が関与していた事例について、当該地区の住民に対するアンケート調査を実施し、行政ならびに都市計画専門家が果たした役割やそれに対する住民の評価を明らかにし、中立的な立場で行政と住民の間に立ち、住民に都市計画を分かりやすく伝える専門家の重要性を示している。
- (5) 以上から得た知見をふまえて、a) 住民にとっての都市計画に関する学習の必要性とその実施のための方策、b) 行政による住民意向把握の必要性とそのための方策、c) 行政ならびに住民を支援する都市計画専門家の役割とその育成、さらにはd) 住民の意図を反映するための都市計画制度における行政手続きのあり方についての有用な提言を行っている。

以上のように、本論文は環境・エネルギー工学の発展に寄与すること大である。

よって本論文は博士論文として価値あるものと認める。